浄化槽法定検査を必ず受けましょう)



● トイレの排水や生活雑排水をきれいにする浄化槽は、正しく使用しないと悪臭の発生や環境の汚染につながります。浄化槽の機能を適正に保つため、浄化槽を設置している人は、浄化槽法により次のことが義務づけられています。

【保守点検と清掃】

専門業者による定期的な保守点検と清掃を、毎年法律で定められた回数以上を行い、その記録を3年間保存して 、ださい。

保守点検は、浄化槽の点検・調整などを行い、清掃は、浄化槽内に生じた汚泥を引き抜き、清掃を行います。

【法定検査】

指定検査機関による検査で、浄化槽が正常に機能し、汚水が十分浄化されているかを確認するために不可欠なものです。

今年度は広島県環境保全センターがすべての浄化槽の法定検査を実施します。なお、指定検査機関を装った詐欺には注意してください。

検 査 名	対 象	回数	種類	指定検査機関
7条検査 (設置後の水質 に関する検査)	すべての 新設浄化槽	初回のみ	ガイドライン検査 (環境省が示した86 項目の検査)	広島県環境保全センター (25 082・849・6411)
11条検査 (定期検査)	11人槽以上	毎年1回		
	10人槽以下	5年に1回		
		5年に4回	効率化検査 (ガイドライン検査を 一部軽減した検査)	広島県浄化槽維持管理協会 (☎082・546・2168)

●浄化槽の設置・使用開始・管理者変更・廃止 などの手続き

浄化槽の設置などに関する受付窓口は環境政策課です。管理者が変更となる場合にも手続きが必要となります。なお、建築確認申請を伴う場合は、建築確認申請の受付窓口で手続きをしてください。

●小型浄化槽設置補助の手続き

小型浄化槽設置補助制度について、補助金額や補助の対象となる地域など、詳しくは環境政策課に問い合わせてください。なお、大和地域は、市が浄化槽を設置する制度があります。詳しくは、大和支所産業建設課(☎0847③0229)へ問い合わせてください。

問い合わせ先 環境政策課(20848606166200848606199)

尾三地域医療圏における外傷救急患者の受け入れ体制

広島県尾三圏域メディカルコントロール協議会では、医療資源の適正利用に資することを目的として、外傷救急 患者の搬送体制については、救急告示医療機関はもとより、今後は新たに受け入れ協力医療機関とも協力して、次 のような体制を構築していくことを推進します。市民の皆さんの理解と協力をお願いします。

- ●救急隊が搬送する外傷患者が急性期病院に集中しているため、軽症患者は原則、外傷救急患者受け入れ協力医療機関に搬送することを優先します。
- ●救急隊が軽症と判断して外傷救急患者受け入れ協力医療機関に搬送した患者が、結果的に重症であった場合、適切な急性期病院に転送・転院搬送します。
- ■この体制の運用時間は、外傷救急患者受け入れ協力医療機関の診療時間内とします。

新体制での外傷救急患者受け入れ協力医療機関(6月1日現在)

難波外科医院(古浜一丁目)、松下クリニック(城町一丁目)、中林整形外科(宮沖二丁目)、みやもり医院(宗郷三丁目)、戸谷整形外科医院(宮浦三丁目)、得能クリニック(宗郷一丁目)、いしねファミリークリニック(本郷南五丁目)

広島県尾三圏域メディカルコントロール協議会は、医師と救急隊の顔の見える関係を構築するとともに、病院前 救護体制を担う救急隊の現場活動における医療の質を保ち、一人でも多くの助かる命を救うことを目的として、尾 道市医師会・三原市医師会・因島医師会・世羅郡医師会・広島県東部保健所・中核医療機関(尾道総合病院・尾道 市立市民病院・興生総合病院・三原赤十字病院)・尾道市消防局・三原市消防本部で構成しています。

問い合わせ先 消防本部警防課(☎0848與5924<mark>成</mark>0848與5911)

